

相模湖地区社会福祉協議会 福祉活動助成事業実施要領

(目的)

第1条 相模湖地区における地域福祉の推進を図るため、助成事業を実施する。

(対象)

第2条 相模湖地区において地域福祉推進のため活動する団体・グループ等とする。

(助成費の財源)

第3条 この助成費の財源は、相模湖地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の予算の範囲とする。

(助成の種類)

第4条 本要領に定める助成事業はつぎのとおりとする。

No.	名 称	対 象	助成上限額 (1団体)
1	福祉活動団体助成金	福祉団体・ボランティアグループ、当事者団体等	50,000円
2	ふれあい・いきいきサロン 奨励金	ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン実施団体	10,000円
3	地区社協基盤整備助成金 ※実績に基づき助成	地区社協事業および支援等に定期的に個人宅を提供している団体・個人	1,000円×回数

(助成の条件)

第5条 本会会長は、第1条により助成する場合において必要と認める条件を付することができる。

(手続き)

第6条 助成に関する手続きは次のとおりとする。

No.	名 称	手 続 き
1	福祉活動 団体助成 金	1申請 福祉活動団体申請書(様式1)に事業計画及び予算書を添付して提出する。 2交付決定 審査の上、交付決定通知書(様式2)により申請団体に通知する。 3請求 申請団体は、決定通知を受けたときは、すみやかに福祉活動助成費請求書(様式3)を本会会長に提出する。 4報告 事業が終了後、すみやかに報告書(様式4)を本会会長に提出する。
2	ふれあい・ いきいきサ ロン奨励金	地区社協が把握するふれあい・いきいきサロン、子育てサロンに対し年額10,000円の奨励金を交付し、奨励金を受領したサロンは領収書を提出する。
3	地区社協 基盤整備 助成金	実績報告書を提出し、その実績に基づき交付を実施する。 交付を受けた団体・個人は領収書を提出する。

(適正使用)

第7条 助成費を受けた団体は、指示事項を遵守し、適正使用につとめるものとする。

(計画変更の届出)

第8条 団体は、助成を受けた事業について、重要な変更を加えようとする場合は、あらかじめ本会会長に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年5月22日から施行する。

この要領は、平成23年9月24日から施行する。

この要領は、平成24年1月26日から施行する。

この要領は、平成27年5月8日から施行する。